

平成20年12月16日

## 契約の適正な執行に関する行政評価・監視 ＜調査結果＞

### ポイント

- 各府省は、平成18年6月に、随意契約見直し計画（平成19年1月改訂）を策定し、随意契約の適正化に向けた取組を進めており、一定の成果をあげている（平成19年度の目標達成率約65%）。  
しかし、各府省の平成19年度契約を中心に調査したところ、次のような状況がみられ、更に厳正な取組が必要  
より競争性の高い契約方式に移行する余地がある例、限定的な応募（応札）条件を設定している例、企画書・提案書の採点に際して競争性・公平性が十分に確保されていない例、契約を監視する第三者機関に改善を要する例等あり。
  - 特殊法人（8法人）は、平成20年4月に随意契約見直し計画を策定・公表  
しかし、見直し計画の内容を調査したところ、競争性のない随意契約によらざるを得ないとしている契約の中には、競争性のある契約方式に移行する余地がある例等あり。
- ⇒ 契約の適正な執行に関しては、平成20年12月1日に出された行政支出総点検会議の「指摘事項」において随意契約の見直し等の指摘がなされており、本行政評価・監視結果と併せて、各府省においては、21年度予算への反映等、最大限の取組が進められることを期待している。

「行政評価・監視」とは、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として適正性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

今回は、本省行政評価局、8管区行政評価局（支局を含む。）及び沖縄行政評価事務所が調査を行いました。

# ○ 調査の背景と主な勧告事項

## 背景

各府省は、平成18年6月に、「随意契約見直し計画」(19年1月改訂)を策定し、随意契約の適正化を推進

○ 競争性・透明性の確保が不十分で調達コストの増大を招いているといった指摘

○ 平成19年10月、内閣総理大臣から随意契約の適正化の更なる推進が指示

平成19年11月、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において、随意契約の適正化を一層推進するための取組を決定

### 《主な取組》

- 1 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
- 2 監視体制の充実強化
  - ① 各府省は、契約の監視を行う「第三者機関」を設置
  - ② 各府省の取組を一元的・横断的に監視するため、総務省は「契約の適正な執行に関する行政評価・監視」を実施

## (調査の内容)

○ 契約の適正化を更に推進する観点から、各府省における随意契約見直し計画の進捗状況、第三者機関による契約の監視状況等を府省横断的に調査

また、特殊法人における随意契約見直し計画の策定状況等も調査

(見直し計画を策定した8特殊法人:

沖縄振興開発金融公庫、国民生活金融公庫※、国際協力銀行※、日本私立学校振興・共済事業団、放送大学学園、農林漁業金融公庫※、日本中央競馬会、中小企業金融公庫※)

(注) ※印の4法人の全部又は一部は、平成20年10月に(株)日本政策金融公庫に統合

このほか、衆議院、参議院、最高裁判所等における契約の適正化の取組状況について、協力を要請

## 主な勧告事項

- 1 競争性の高い契約方式への移行の推進
- 2 応募(応札)条件等の見直し
- 3 第三者機関による厳正かつ効果的な契約の監視の推進
- 4 特殊法人における契約の適正化の推進

勧告日：平成20年12月16日  
勧告先：全府省

## ○ 各府省における随意契約見直し計画の進ちょく状況

### 随意契約見直し計画の目標

- 平成17年度の実績に照らして、競争性のない随意契約(注)合計約3.4兆円のうち、約2.1兆円(約6割強)を一般競争、企画競争・公募等に逐次できるだけ速やかに移行

(注)競争性のない随意契約とは、随意契約のうち、企画競争・公募を行っていないものをいう。



### 平成19年度における随意契約見直し計画の進ちょく状況

- 平成19年度の競争性のない随意契約金額は約2.3兆円で、17年度実績より約1.1兆円減少。競争性のない随意契約の総契約金額に占める割合は約27%で、17年度より19ポイント減少。**随意契約見直し計画の目標達成率は約65%**

#### 平成19年度における随意契約見直し計画の進ちょく状況(金額ベース)

区 分	平成17年度実績 ①	随意契約見直し計画の達成目標		平成19年度実績		
		②	17年度との差 ③	④	17年度との差 ⑤	目標達成率 ⑥
総契約金額 A	7.3兆円	7.3兆円	—	8.3兆円	+1兆円	65%
うち競争性のない随意契約金額 B	3.4兆円	1.2兆円	△2.1兆円	2.3兆円	△1.1兆円	
競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合 B/A	46%	17%	△29ポイント	27%	△19ポイント	

(注) 1 計数はそれぞれ四捨五入しているため、結果において一致しない場合がある。

2 目標達成率は、競争性のない随意契約金額の総契約金額に占める割合について、平成17年度実績との差を基に算出(⑤/③)したものである。

# 1 競争性の高い契約方式への移行の推進

## 調査結果

- 平成19年度の契約の中から9,377件を抽出し、より競争性の高い契約方式への移行の余地等を調査
- 競争性の高い契約方式に移行する余地がある例などが合計724件

(主な例)

### 【随意契約等】

◇ 府省横断的に比較したところ、庁舎等の警備や維持管理、広報等の各府省共通的な業務を、一般競争契約等としている例がある一方で、競争性のない随意契約としている例あり（17府省305件）

(主な例) 庁舎の警備、電気設備・機械設備等の保守、エレベータの保守、ポスター作成等の広報、荷物の運送 等

報告書  
P22

### 【指名競争契約】

◇ 本府省が示した「一定金額以下のものは指名競争契約とすることができる」との基準を機械的に適用していたり、指名基準を満たす者が多数いるにもかかわらず指名競争契約を締結している例あり（5府省142件）

(主な例) 庁舎解体工事等

報告書  
P23

## 主な勧告事項

- ① 随意契約等としている案件については、その理由を再点検し、一般競争契約等への移行を推進すること。
- ② 指名競争契約を行う場合は、合理的な理由があるときにこれを行うよう徹底すること。

## 2 応募（応札）条件等の見直し

### 調査結果

- 平成19年度契約における応募（応札）者の状況
  - ◇ 応募（応札）者数が1者以下：一般競争34%、企画競争32%、公募86%
  - ◇ 所管公益法人等との契約で応募者数1者以下：企画競争49%、公募96%
- 平成19年度の契約の中から10,779件を抽出し、応募（応札）条件等の設定状況を調査
- 応募（応札）条件等を緩和する余地がある例などが合計延べ1,027件  
(主な例)

#### 【限定的な応募（応札）条件の設定】

- ◇ 公募する際、公示書に契約予定事業者名を明記している例  
(2府省で316件)
- ◇ 応募資格として、同種又は類似業務の実績があることとしているが、他府省や他の地方支分部局の実績は認めない例 (類似例を含め11府省で366件)
- ◇ 庁舎清掃や車両管理業務に、「官公庁の受注実績がある者」との条件を設定している例 (類似例を含め8府省で54件)

#### 【企画書・提案書の採点に際し競争性・公平性が十分に確保されていない】

- ◇ 競争性の高い契約方式に移行した際、応募条件を同種業務の実績に加えて類似業務の実績も認める緩和措置。しかし、企画書の採点においては、同種業務の実績に対しては10点を付与するが、類似業務の実績が1件の場合は0点。 (類似例を含め7府省で50件)

以上のほか、入札等に必要な業務内容や業務量が明示されていない例、公募期間が短い例等あり

### 主な勧告事項

- ① 公募の際の公示書に契約を予定する事業者名を記載しないようにすること。
- ② 応募（応札）条件を見直し、同種又は類似業務の実績等の条件について過度の制約とならないよう必要最小限のものとすること。
- ③ 企画書等の採点基準を見直し、競争性・公平性が確保された適正なものとすること。

報告書  
P27

報告書  
P27

報告書  
P28

報告書  
P28

報告書  
P28~29

### 3 第三者機関による厳正かつ効果的な契約の監視の推進

#### 調査結果

- 平成20年1月末に、すべての府省にすべての契約を監視対象とする... 三...  
機関が設置。

報告書  
P39

◇ 内部部局に37機関、地方支分部局等に122機関の合計159機関

- 87機関(内部部局37機関、地方支分部局等50機関)を抽出し、第三者機関の  
設置状況及び契約の監視状況を調査

報告書  
P39

◇ 契約実績のある所管公益法人の役員が委員となっているなど、中立性・公正性の観点から疑問のある例あり (1機関)

報告書  
P40

◇ 審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことが必要であるが、審議案件の抽出を事務局(行政機関)が行っている例あり (1機関)

報告書  
P40

◇ 重点監視対象とされている1者応札の契約案件が全く審議されていない例あり (1機関)

報告書  
P42

◇ 審議概要の公表(ホームページ)が、相当期間(約6か月)経過後となっている例や、契約に係る具体的な審議内容が記述されていない例あり  
(2機関)

#### 勧告事項

- ① 第三者機関の委員については、契約の相手方の役員等を選任しないようにすること。
- ② 第三者機関の審議案件の抽出は第三者機関又はその委員が行うことを徹底すること。
- ③ 1者応札(応募)契約に関する情報等を第三者機関に十分提供すること。
- ④ 第三者機関の審議概要については、迅速な公表を推進するとともに、明確かつ分かりやすい内容とすること。

## 4 特殊法人における契約の適正化の推進

- 平成19年11月、各府省は、所管する特殊法人の監査役等に対し、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックをする旨を要請するとともに、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において契約状況をフォローアップすることとされた。（「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ））
- 平成20年4月、8特殊法人が随意契約見直し計画を策定・公表
  - ◇ 平成18年度の実績に照らして、8特殊法人の合計で、競争性のない随意契約約1,600億円のうち、約450億円(28%)を一般競争、企画競争・公募等に移行するとの目標

### 調査結果

#### 【随意契約見直し計画の内容】

- ◇ 競争性のない随意契約によることがやむを得ないとしているのは、2,190件（契約金額1,163億円）あるが、中には、競争性のある契約方式への移行を更に推進すべきものあり

機械設備の保守や維持管理、情報システムの賃貸借や保守・運用、施設運營業務、タクシーの借上げ等の各特殊法人に共通する契約。つ、見直し後も競争性のない随意契約によることがやむを得ないとしているが、各府省や他の特殊法人では競争性のある契約方式によっている。（8法人）

#### 【契約に係る情報の公表】

- ◇ 公表範囲や公表事項が国の基準を下回っている例あり（2法人）  
契約の一部が公表対象外、予定価格や落札率が公表事項とされていない
- ◇ 公表事項の一部がホームページで公表されていない例あり（5法人）  
契約締結日、随意契約によることとした根拠条文 等

### 勧告事項

関係府省は、所管の特殊法人に対し、随意契約見直し計画の速やかな再点検及びホームページにおける契約に係る情報の適切な公表の励行を促進させること。

報告書  
P61

報告書  
P62

報告書  
P62

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 随意契約適正化プロジェクト室

評価監視官：松本 順（内線2455）

調査官：城代 充郎（内線2570）

総括評価監視調査官：古澤 良章（内線2499）

電話（直通） 03-5253-5469

（代表） 03-5253-5111

FAX 03-5253-5464

電子メール [keiyaku@soumu.go.jp](mailto:keiyaku@soumu.go.jp)